

別表二十(三)の記載要領第一号中「残余財産の一部分配に係る子給付時」を「残余財産の一部分配に係る子給付時」に改め、同第三号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

3 「清算中の所得に係る事業税又は残余財産の一部の分配若しくは引渡しにより給付すべき事業税の額(別表二十(三)の欄に於いて「地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税(以下この号において「地方法人特別税」という。))又は残余財産の一部の分配若しくは引渡しにより給付すべき地方法人特別税の額を含めて記載すること。

別表二十一の(一)中「日田」を「日々」に改め、同表の(二)中「預入及び引出」を「預入れ及び引出」に改め、同表の(三)中「耐用年数省令別表」の下に(第十九条第二項)種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額)の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成二十年財務省令第三十二号)による改正前の耐用年数省令別表)を加え、同表の(十)中「たな卸」を「棚卸」に改め、同表の(十一)中「売上」を「売上げ」に、「売上」を「売上げ」と、「日田」を「日々」に、「行なう」を「行つ」に、「現金売上」を「現金売上げ」に、「上欄のたなし書」を「中欄たなし書」に、「売上で上欄本文」を「売上げて中欄本文」に改め、同表の(十二)中「仕入」を「仕入れ」に、「日田」を「日々」に、「仕入で上欄」を「仕入れて中欄」に改め、同表の(十四)中「寄付金」を「寄附金」に、「日田」を「日々」に改める。

別表二十二の(一)中「寄付金」を「寄附金」に改める。

別表二十三の(一)中「預入」を「預入れ」に改め、同表の(六)中「耐用年数省令別表」の下に(第十九条第二項)種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額)の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成二十年財務省令第三十二号)による改正前の耐用年数省令別表)を加え、同表の(十四)中「寄付金」を「寄附金」に改める。

附則

(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表十三(一)の記載要領の改正規定 平成二十年七月一日
- 二 目次の改正規定、非課税外国法人等の指定(第二条)第二条の(三)を「公益法人等の範囲(第二条)第二条の(二)に改める部分に限る。)、第一編第二章の章名の改正規定、第二条を削る改正規定、第二条の(二)の改正規定、同章同条を第二条とし、同条の次に一条を加える改正規定、第二条の三を削る改正規定、第四条の四の次に一条を加える改正規定、第五条第二項第二十九号ヲを「第五条第一項第二十九号」に改める部分を除く。)、第五条の第二項の改正規定、第六条の改正規定、第五条第一項第二十九号ヲを「第五条第一項第二十九号」に改める部分を除く。)、第八条の第二項の改正規定、第二十二條の五の改正規定、第二十三條の(一)見出しを含む。の改正規定、第二十三條の三第二項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、第二十四條の改正規定(同条第五号中「第七十七條の二第三項」を「第七十七條の四第三項」に改める部分を除く。)、第二編第一章第一節中第一款の四の次に二款を加える改正規定(第三十一條の六に係る部分に限る。)、第三十二條第二項及び第三十四條第二項の改正規定、別表十四(五)を「別表十四(六)」に改める部分に限る。)、第三十七條第一項第一号の改正規定(特例)の下に、第三十七條の十六の四第二項、公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)を加える部分に限る。)、同項第二号の改正規定(計算の特例)の下に、法第六十四條の四第四項(公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)を加える部分に限る。)、同条第四

二項の改正規定(同項の表第二十七條の十五の二の項の次に次のように加える部分に限る。)、第六十四條第二項の改正規定(「別表十四(五)」を「別表十四(六)」に改める部分に限る。)、第六十六條第一項の改正規定、別表一(一)の表の改正規定(「非営利法人(特定の国籍を有する法人)及び人格のない社団等の分」を「非営利法人(特定の国籍を有する法人)を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」に改める部分及び同表の「同非営利法人」から「日本国籍及び日本法人等」までの欄に係る部分に限る。)、同表の記載要領第一号の改正規定、同第八号の改正規定(「中」の欄に係る部分に限る。)、同表の記載要領第一号の改正規定(「公認法人等及び監理監督の分」を「公認法人等(一般社団法人等を除く。))及び監理監督の分」に改める部分に限る。)、同表の記載要領第一号の改正規定、別表十四(一)の記載要領第一号の改正規定、同第二号の改正規定(「第73条第1項第3号」を「第73条第1項第3号」に改める部分に限る。)、別表十四(五)の次に一表を加える改正規定並びに別表十四の二の記載要領の改正規定(同表の記載要領を同第一号とし、同表の記載要領に二号を加える部分を除く。))並びに附則第三条、第五条、第七条、第九条第二項及び第四項並びに第十條から第十二條までの規定、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日(平成二十年十二月一日)

三 別表五(一)の記載要領に一号を加える改正規定、別表五の(二)付表一の記載要領に一号を加える改正規定及び別表二十(三)の記載要領第三号を同第四号とし、同第二号の次に一号を加える改正規定、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の施行の日(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)以下「改正法」という。)(第二条)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の平成二十年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散及び新法第九十二条第二項)解散の場合の清算所得に対する法人税の課税標準)に規定する信託特定解散を除く。以下この条及び第九條第一項において同じ。による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部に納付すべき法人税を含む)については、なお従前の例による。

(収益事業の範囲に関する経過措置)  
第三条 新規則第五條第六号並びに第六條第二号及び第七号(公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件)の規定は、法人の附則第一條第二号(施行期日)に定める日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 特別民法法人(改正法附則第十條第一項(公益法人等の範囲に関する経過措置)の規定により新法第二條第六号(定義)に規定する公益法人等とみなされる法人(同項に規定する認可消滅社団法人及び認可消滅財団法人を除く。))をいう。次項及び第四項において同じ。である一般社団法人は、新規則第五條に規定する公益社団法人とみなして、同条の規定を適用する。

3 特別民法法人の附則第一條第二号に定める日以後に開始し、かつ、移行登記日(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第六百六條第一項(移行の登記)の登記をする日)をいう。次項において同じ。前に終了する事業年度における新規則第六條第二号の規定の適用については、同号中「三分の一以下」とあるのは、「二分の一未満」とする。